

# 令和5年度4月1日から 未就学のお子さんが2人以上いらっしゃいますか？



**申請し承認されると下記の対象事業での利用料が軽減補助されます。**

【保育施設等に在園している(※②)】

- 病児保育室「はぐみ」
- 病後児保育室「くろーばー」

【どこにも在籍していない(※①)】

- 一時預かり保育(市内認可保育施設)
- ちょこっと預かり保育
- 定期利用保育

【幼稚園に在園している】

- 幼稚園
- 認定こども園(幼稚園機能)の預かり(延長)保育

対象児童	市内に在住する保護者が扶養する児童のうち、同一世帯の未就学児のみを対象とした第2子及び第3子以降のお子さんが対象になります。
申請手続き	<p><b>窓 口</b> 市役所1階17番窓口にて申請(本人確認書類を必ず持参してください。)</p> <p><b>電子申請</b> 左のQRコードを読み取るか、下記にアクセスし、説明に従い、申請に必要な内容をご入力ください。ご不明な点はお問い合わせください。</p> <p>昭島市ホームページ → 子育て・教育 → 子育て → あずけ場所 → 多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助制度 → 関連リンク(外部サイト)昭島市多子世帯電子申請</p>
負担軽減対象費用	当該事業施設に支払う費用「利用料金」※飲食物及び延長料金等は除く
負担軽減補助額	◆第2子のお子さんは、利用料金1/2免除 ◆第3子以降のお子さんは、利用料金免除
負担軽減補助期間	<p>令和5年4月1日以降(承認日)～令和6年3月31日まで</p> <p>※対象事業ご利用前に承認を受ける必要がありますので、余裕をもって申請してください。</p> <p>承認日以前のご利用については、補助対象外となります。</p> <p>※令和4年度に申請した方も、改めて令和5年度の申請が必要です。</p>

例えば

お子さんが4人いるご家庭の場合

**注意** この制度は未就学のお子さんからカウントします。

年齢	きょうだいの順位	未就学児からの順位	対象事業
小学1年生 7歳	第1子		
保育園 5歳	第2子	第1子	
保育園 2歳	第3子	対象のお子さん 第2子	※②
所属なし 0歳	第4子	対象のお子さん 第3子	※①

◆ QRコードからホームページがご覧いただけます。ご利用ください。



申請手続き  
問い合わせ

子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当  
昭島市役所1階17番窓口 TEL042-544-4190(直通)  
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時